

平 27 福個答申第 3 号
平成 27 年 5 月 18 日

福岡市長 高島 宗一郎 様
(東区保健福祉センター子育て支援課)

福岡市個人情報保護審議会
会長 村上 裕 章
(総務企画局行政部情報公開室)

保有個人情報の訂正請求に係る訂正拒否決定処分に対する
異議申立てについて (答申)

福岡市個人情報保護条例 (平成 17 年福岡市条例第 103 号) 第 49 条第 2 項の規定に基づき、平成 26 年 3 月 10 日付け東区子第 954-1 号により諮問を受けました下記の異議申立てについて、別紙のとおり答申いたします。

記

諮問第 78 号

「平成●年●月●日付け東区子第 567 号『児童扶養手当支給停止処分一部取消通知書』中の【支給停止処分の一部取消しの理由】欄」の訂正拒否決定処分に対する異議申立て

答 申

1 審議会の結論

「平成●年●月●日付け東区子第 567 号『児童扶養手当支給停止処分一部取消通知書』中の【支給停止処分の一部取消しの理由】欄」に記載された保有個人情報（以下「本件個人情報」という。）について、福岡市長（以下「実施機関」という。）が行った訂正拒否決定処分（以下「本件処分」という。）は妥当である。

2 異議申立ての趣旨及び経過

(1) 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、実施機関が異議申立人に対して行った、本件個人情報に係る平成 25 年 12 月 26 日付けの本件処分を取り消すとの決定を求めるといものである。

(2) 異議申立ての経過

- ① 平成 25 年 11 月 29 日、異議申立人は、実施機関に対し、福岡市個人情報保護条例（平成 17 年福岡市条例第 103 号。以下「条例」という。）第 33 条第 1 項の規定に基づき、本件個人情報の訂正請求を行った。

なお、異議申立人は、保有個人情報訂正請求書に次のように記述している。「平成●年●月●日付け東区子第 567 号『児童扶養手当支給停止処分一部取消通知書』中の【支給停止処分の一部取消しの理由】欄のⅠ及びⅡについて（別紙 1 を参照）」（表現を一部補正）

（注 Ⅰは平成●年●月●日付け東区子第 567 号「児童扶養手当支給停止処分一部取消通知書」（以下「一部取消通知書」という。）中の『手当の支給要件に該当するに至った日の属する月の初日から起算して 7 年を経過したとき』に該当するとして支給停止処分を行った」との記述（以下「Ⅰ」という。）を、Ⅱは一部取消通知書中の「錯誤した日：平成◇年◇月◇日」との記述（以下「Ⅱ」という。）を、「別紙 1」は、「一部取消通知書」をそれぞれ指している。）

また、異議申立人は、訂正の趣旨及び理由として、Ⅰについて、平成○年○月○日に実施機関の職員が「手当の支給が 5 年経過している」との説明を行った後、同日中に「手当の支給要件が 7 年経過している」と説明を変更したが、その根拠となる説明がなされていない旨を、Ⅱについて、平成○年○月○日に実施機関の職員が「平成◇年◇月◇日に異議申立人が児童扶養手当の申請をしていることが錯誤の原因」と説明したが、平成○年○月末から平成○年○月頃に実施機関の窓口において「元夫名義の持家に居住している」のみの理由で児童扶養手当申請の却下を言い渡された旨を記載している。

- ② 平成 25 年 12 月 26 日、実施機関は、本件個人情報のうちⅠについて、Ⅰに関連する個人情報を保有していないこと、Ⅱについて、Ⅱに記載した期日は「前配偶者の住民票の転出日」であり、訂正する理由がないことを理由として、条例第 36 条第 2 項の規定により本件処分を行い、その旨を異議申立人に通知した。

- ③ 平成 26 年 2 月 12 日、異議申立人は、本件処分について、これを不服として実施機

関に対して異議申立てを行った。

3 異議申立人及び実施機関の主張の要旨

(1) 異議申立人の主張

異議申立人は、異議申立書及び反論意見書によると、本件処分に関して、概ね次のように主張している。

- ① 受給5年経過と受給7年経過の期間は、実施機関が実際に受給者本人に対して支給したか否か（職員の横領等、公金の管理体制）の点から鑑みて、明確に把握されるべきであり、支給停止処分の根拠についても開示されるべきである。
- ② 「錯誤した日が平成◇年◇月◇日」であれば、本件の対象外である異議申立人の長男に対しても、平成◇年◇月◇日から平成○年○月末日までの期間において、児童扶養手当の受給要件に該当していることになり、当該期間において長男が児童扶養手当の受給要件を満たしていると実施機関が把握していたことを証明する何らかの文書を速やかに提示していただきたい。
- ③ 「錯誤」に因って生じた全ての記録・文書等々の提示を求める。

(2) 実施機関の主張

実施機関は、弁明意見書及び平成27年2月18日の当審議会不服申立て部会における口頭意見陳述によると、本件処分に関して、概ね次のように主張している。

- ① 異議申立人から訂正請求があったⅠについては、実施機関が行った処分行為について記載したものであり、保有個人情報の内容に訂正すべきものはない。
- ② 異議申立人から訂正請求があったⅡについては、錯誤によって当初設定した支給要件該当日という趣旨で、「前配偶者の住民票の転出日」である「平成◇年◇月◇日」と記載したものであり、保有個人情報の内容に訂正すべきものはない。
- ③ 本件訂正拒否決定処分は、条例に基づき、慎重に判断した上で行ったものであり、正当かつ妥当な処分である。

4 審議会の判断

上記のような異議申立人及び実施機関の主張に対して、当審議会は次のとおり判断する。

(1) 児童扶養手当について

- ① 児童扶養手当は、児童扶養手当法（昭和36年法律第238号。以下「法」という。）の規定に基づき、父母の離婚、父又は母の死亡などの事由によって、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について支給されるものであり、もって児童の福祉の増進を図ることを目的としている。
- ② 支給を受けられる者は当該児童の監護者、養育者等であり、法第13条の3（平成26年改正前の第13条の2。以下「旧第13条の2」という。）の規定により、支給開始月の初日から起算して5年又は手当の支給要件に該当するに至った日の属する月の

初日から起算して7年を経過したとき（以下「5年等満了月」という。）は、支給額の2分の1が支給停止となる場合がある。

③ 児童扶養手当の支給に当たっては、①のとおり、父又は母と生計を同じくしていないことが前提となるため、生計同一関係にないと解される客観的な証明として、税法上の扶養親族、住民票の分離、公共料金の負担、生活の共用部分、健康保険の扶養などの状況を総合的に勘案して判断することとなっている。

(2) 本件に係る経緯について

実施機関からの説明及び異議申立人が実施機関に提出した児童扶養手当認定請求書（以下「認定請求書」という。）などの見分により、当審議会が確認した本件に係る経緯は次のとおりである。

① 異議申立人は、自身の長女（以下「本件児童」という。）を対象とした認定請求書を平成〇年〇月〇日に提出した。認定請求書中の「監護又は養育を始めた年月日」欄には同人の自筆で「平成◇年◇月◇日」と記載され、認定請求書に添付された住民票の写しには、同日に前配偶者が転出した旨が記載されていた。

② 実施機関は、平成〇年〇月〇日付けで、支給要件該当日を「平成◇年◇月◇日」、支給開始月を「平成〇年〇月」、5年等満了月を支給要件に該当する日の属する月の初日から起算して7年経過となる「平成〇年〇月」として異議申立人の児童扶養手当を認定（以下「原認定」という。）し、その旨を異議申立人に通知した。

③ 実施機関は、異議申立人について、平成〇年〇月が5年等満了月となることから、平成〇年〇月〇日付けで「児童扶養手当の受給に関する重要なお知らせ」を同人に発送し、〇月以降もそれまでと同様に児童扶養手当を受給するためには「児童扶養手当一部支給停止適用除外事由届出書」（以下「除外届」という。）を平成〇年〇月〇日までに提出しなければならない旨を通知した。その後、同年〇月〇日、異議申立人から、除外届を提出期限内に提出できない旨の相談があったが、同人の事情では適用除外には該当せず、除外届の提出がなければ手当は減額となる旨を説明したうえで、同人に対し、同年〇月〇日付けで「児童扶養手当支給停止通知書」を発送し、同年〇月から〇月までを支給停止とする旨などを通知した。

④ 実施機関は、その後も異議申立人から除外届が提出されなかったことから、平成〇年〇月〇日に同人に確認の連絡をし、支給停止制度を説明するため「児童扶養手当を受給してから5年経過すると」と発言したところ、同人から「5年は経っていない。」との主張があった。このため、実施機関は異議申立人の受給状況等を確認したうえで、同日中に同人に再度連絡し、先ほどは5年経過と説明したが同人の場合は支給要件に該当してから7年経過に該当する旨を説明すると、同人から「支給要件該当日は本件児童が自分の健康保険の被扶養者となった平成◆年◆月◆日ではないのか。」との主張があった。

⑤ このため、実施機関が平成〇年〇月に異議申立人から提出された認定請求書及び添

付書類を再度確認したところ、同人の国民健康保険被保険者証の写しに平成◆年◆月◆日付けで本件児童が同人の健康保険の被扶養者となった旨が記載されており、支給要件該当日は「平成◆年◆月◆日」が正しく、原認定の「平成◇年◇月◇日」は誤りであり、これに伴い、5年等満了月についても「平成○年○月」ではなく、支給開始月の初日から起算して5年となる「平成○年○月」であることが判明した。このため、実施機関は、同年○月○日及び同○日に、これらの経緯を異議申立人に説明したが、同人は納得しなかった。

- ⑥ 実施機関は、異議申立人に対して、平成●年●月●日付けで法旧第 13 条の 2 に基づく支給停止処分を取り消す旨の一部取消通知書を発送し、支給要件に該当した日について、正しくは「平成◆年◆月◆日」で、誤った認定日である「平成◇年◇月◇日」を「錯誤した日」として通知した。そのうえで、平成○年○月○日、申立人に対して一部取消しによって生じた差額分を支給した。

(3) 本件個人情報について

- ① 本件個人情報は、実施機関が異議申立人に対し、平成○年○月○日付けで行った法旧第 13 条の 2 の規定に基づく児童扶養手当支給停止処分を取り消す旨を通知した平成●年●月●日付け一部取消通知書中の「支給停止処分の一部取消しの理由」欄に記載された一部取消しの理由である。

- ② 実施機関は、一部取消しの理由として、異議申立人が法旧第 13 条の 2 第 1 項の「手当の支給要件に該当するに至った日の属する月の初日から起算して7年を経過したとき」に該当するとして支給停止処分を行ったが、「手当の支給要件に該当するに至った日」の認定について、本来は「平成◆年◆月◆日」とすべきところ、「平成◇年◇月◇日」と錯誤し、同条に該当しないことが判明したことから、同条に基づく部分について取り消す旨を記載している。

(4) 保有個人情報の訂正等の決定について

- ① 保有個人情報の訂正請求は、個人情報の正確性の確保に関する規律の実効性を担保するためのものであり、誤った個人情報が利用され、本人が不測の権利利益の侵害を被ることを未然に防止するための重要な制度であり、条例第 33 条第 1 項及び第 34 条第 2 項において、何人も自己を本人とする保有個人情報の内容が事実でないと思料するときは、訂正（追加又は削除を含む。以下同じ。）を求める内容が事実であることを説明する資料を提示し、訂正を請求することができる定められている。

- ② また、条例第 35 条において、実施機関は、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない旨を定めている。

- ③ 訂正は、保有個人情報の内容が事実でない場合に行われるものであり、訂正請求の対象は、客観的な事実、例えば、住所、氏名、性別、生年月日等、その性質上正しいかどうかを客観的に判断することができる情報をいい、主観的要素を含む評価・判断には及ばない。また、訂正請求に係る保有個人情報の利用目的に照らして、訂正の必

要がないときは、訂正をする義務はない。

- ④ 一方で、条例第 39 条において、実施機関は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をしない場合は、「保有個人情報訂正拒否決定通知書」によりその理由を示さなければならないが、当該理由の提示は、訂正しないこととする事由が、当該書面の記載自体から理解され得るものでなければならない旨を規定している。

(5) 本件個人情報の訂正の要否について

- ① 異議申立人は、Ⅰに係る訂正の趣旨及び理由について、「平成〇年〇月〇日に実施機関の職員が、『手当の支給が5年経過している』との説明を行った後、同日中に、『手当の支給要件が7年経過している』と説明を変更したが、その根拠となる説明がなされていない」と主張する。この主張は、実施機関が異議申立人について「手当の支給要件に該当するに至った日の属する月の初日から起算して7年を経過したとき」に該当するとして支給停止処分を行ったことについて、実施機関が判断を誤った経緯と根拠が一部取消通知書中に明確に示されてしかるべき、というものであると思料する。

- ② しかし、錯誤の経緯や根拠については、(2)の⑤のとおり、支給要件該当日を誤って認定した経緯を口頭で説明しており、一部取消通知書において、その点について重ねて言及する必要があったとまではいえない。また、Ⅰについては、実施機関が支給停止処分を行ったという客観的事実を記載しており、その内容は事実に相違ない。

- ③ 次に、異議申立人は、Ⅱに係る訂正の趣旨及び理由について、「平成〇年〇月〇日に実施機関の職員が『平成◇年◇月◇日に異議申立人が児童扶養手当の申請をしていることが錯誤の原因』と説明したが、平成〇年〇月末から平成〇年〇月頃に実施機関の窓口において『元夫名義の持家に居住している』のみの理由で児童扶養手当申請の却下を言い渡された。」と主張する。この主張は、錯誤した日は平成◇年◇月◇日ではなく、異議申立人が実施機関に相談した平成〇年〇月末から平成〇年〇月頃に錯誤が発生しているので、錯誤した日をその時点に訂正すべき、というものであると思料する。

- ④ Ⅱについて、実施機関は「錯誤した日：平成◇年◇月◇日」と記載しており、一見すると錯誤が発生した日と理解されかねない内容となっているが、錯誤によって当初設定した支給要件該当日という趣旨においては、「平成◇年◇月◇日」との記載は事実に相違ない。

- ⑤ 以上のことから、Ⅰ、Ⅱのいずれについても訂正の理由があるとは認められない。

(6) 付記

条例第 13 条第 2 項では、「実施機関は、利用目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報が過去又は現在の事実と合致するよう努めなければならない。」と定めており、誤った内容で個人情報が取得され、その情報が利用されると、本来受けられるべき市民サービスが受けられなくなるなど、市民生活への影響は大きいことに鑑みると、保有個

個人情報の正確性の確保は実施機関の重大な責務であるといえる。

本件については、そもそも実施機関が異議申立人の児童扶養手当支給要件該当日を錯誤したことに端を発しており、本来ならば支給停止処分を受けるべきでなかった異議申立人が実施機関の錯誤により同処分を受け、一定の期間において児童扶養手当が減額されたことは、異議申立人の生活の安定に大きな影響を及ぼすものである。実施機関は、条例第13条第2項の趣旨及び児童扶養手当法の「父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について児童扶養手当を支給することにより、もって児童の福祉の増進を図る」という立法目的を踏まえ、かかる事態を重く受け止めるべきである。

以上のことから、当審議会としては、実施機関に対し、正確性の確保をはじめとする保有個人情報の維持管理について、細心の注意を払い、適切に取り扱うよう、求めるものである。

(7) その他の主張について

なお、異議申立人は、その他にも主張するが、当審議会の上記判断を左右するものではない。

以上により、実施機関が本件個人情報について行った本件処分について、「1 審議会の結論」とおり判断する。

5 審議の経過

年 月 日	審 議 の 経 過
平成26年3月10日	実施機関から諮問
平成26年5月9日	実施機関から弁明意見書を受理
平成26年7月24日	異議申立人から反論意見書を受理
平成27年1月21日（第153回不服申立て部会）	審議
平成27年2月18日（第154回不服申立て部会）	実施機関から意見聴取及び審議
平成27年3月18日（第155回不服申立て部会）	審議